

富山県告示第 106 号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年 3 月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

富山市

2 事業の種類

（仮称）富山市認定こども園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山市任海地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、富山市任海地内の土地を起業地とし、（仮称）富山市認定こども園整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、富山市が事業主体となり、家庭や地域における子育て支援のために設置する施設であることから、法第 3 条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」、法第 3 条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び法第 3 条第35号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又

は「宿舎その他の施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である富山市は、本件事業の施行に必要な予算措置及び人員を備えていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

富山市では、平成21年5月に策定した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」の中で、幼児や家庭を取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに適正かつ柔軟な対応が求められており、地域社会と連携を深め、幼稚園が積極的に子育てを支援し、地域の幼児期センターとして役割を果たすよう取り組むこととしている。

また、新保地区では3～5歳児以上を対象にした既存の新保幼稚園はあるものの3歳児未満を対象とする保育施設はない状況にある。そのため、共働きの世帯等の幼児は遠方の保育所に通園するなど、地域における一環した子育てニーズに対応できない現状となっている。

このような状況に対応し、本件事業の完成により、地区内における一環した子育て支援や地域の幼児期センターとして役割が果たすことができるようになる。また、地元の新保地区より施設整備に対する要望が出されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、保護措置（発掘調査）を完了している。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められ

る。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により整備される認定こども園は、既存の市内の保育所の施設規模等を踏まえ計画されており適切なものと認められる。

起業地については、近隣の3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費の比較等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる公共の利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

整備する認定こども園は、(3)アで述べたように新保地区内に保育施設がなく、他地区の施設を利用するしかなく、地域における一環した子育てニーズにできていない状況となっている。このため、早期に本件事業の完成を図り、子育てを支援し、地域の幼児期センターとして役割を果たす必要があると認められる。また、地元の新保校区自治振興会及び町内会長会等より本件事業に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4項の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
富山市役所